

令和6年度 町民税・県民税 申告の手引き

会津美里町 町民税務課

町税務行政につきまして、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

個人の町民税・県民税は、様々な行政サービスを町・県が提供するために町民の皆さまにご負担していただく大切な税です。申告が必要な方につきましては、この手引きを参考にいただき、申告書を作成のうえ、期限までの提出をお願いいたします。

申告期限・提出方法

●申告期限 令和6年3月15日(金)

●郵送による提出

申告書を作成し、必要な添付書類と本人確認書類とともに郵送してください。なお、申告書の控えが必要な場合は、申告書を2部作成し、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

提出先 〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地
会津美里町役場 町民税務課 民税係 宛て

●窓口での提出

申告書を作成し、必要な添付書類と本人確認書類をご持参のうえ、窓口へ提出してください。

提出先 会津美里町役場 町民税務課 民税係(本庁舎1F 5番窓口)

●申告相談会場での作成、提出

令和6年2月16日から3月15日までの申告相談期間では、職員が申告のご相談をお受けします。申告資料と本人確認書類をご持参のうえ、申告会場へお越しください。申告相談期間の詳細については8Pをご覧ください。

申告書の提出が必要な方

令和6年1月1日時点で会津美里町内にお住まいの方。ただし、次のいずれかに該当する場合は、申告書を提出する必要はありません。

○所得税の確定申告書を提出された方

この場合は、町民税・県民税においても申告書を提出したとみなされます。

○収入が給与収入のみで、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されている方

※ 提出状況については勤務先にご確認ください。

※ 給与以外の所得がある場合は申告が必要です。

(所得税と違い、給与以外の所得が20万円以下であっても、町民税・県民税の申告は必要です。)

※ 源泉徴収票に記載されている内容以外に控除等を追加、変更をする場合は申告が必要です。

○収入が公的年金等収入のみの方

※ 公的年金等以外の所得がある場合は申告が必要です。

(所得税と違い、公的年金等以外の所得が20万円以下であっても、町民税・県民税の申告は必要です。)

※ 源泉徴収票に記載されている内容以外に控除等を追加、変更をする場合は申告が必要です。

○前年中の合計所得金額が、次の算式で計算した額以下の方

・ 同一生計配偶者または扶養親族がいない場合 … 38万円

・ 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合 … 28万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) の人数 + 16万8千円 + 10万円

※ 町民税・県民税の申告内容は、国民健康保険等の税額(料金)算定や軽減判定、町の各種制度(福祉・町営住宅・教育関係)の資格判定や所得(課税)証明書の発行などに利用されますので、上記算式で計算した金額以下(収入がない方を含みます)でも、申告が必要になる場合があります。

申告書の記入例

住所・氏名等	現住所、1月1日現在の住所(現住所と違う場合)、フリガナ、氏名、生年月日、世帯主の氏名、世帯主との続柄、業種又は職業、電話番号、個人番号を記入してください。
--------	--

表面 令和6年度 町民税・県民税(国民健康保険税)申告書 表

提出年月日 年 月 日	現住所	会津美里町字新布才地1111番地			行政区番号		
	1月1日現在の住所	同上			世帯番号		
	フリガナ	ミサト タロウ			宛番号		
	氏名	美里 太郎			業種又は職業	会社員	
6	2	16	生年月日	S50.3.10	世帯主の氏名	美里 太郎	
				続柄	本人	電話番号	090-1234-0000
						個人番号	123456780000

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
	合計			
	15 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
16 地震保険料控除	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計		
	介護医療保険料の計			
	17~19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	17 <input type="checkbox"/> 寡婦控除	18 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	19 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除
20 障害者控除	1 氏名	障害の程度		
	2 氏名	障害の程度		
21~22 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者氏名	配偶者の合計所得金額		
23 扶養控除	1 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
	2 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
	3 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
	4 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
16歳未満の扶養親族(控除対象外)	1 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
	2 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
	3 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄

1 収入金額等	事業	営業等	ア		
		農業	イ		
		不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ		
	雑		公的年金等	キ	
			業務	ク	
			その他	ケ	
	総合譲渡		短期	コ	
			長期	サ	
	一時	シ			
2 所得金額	事業	営業等	①		
		農業	②		
		不動産	③		
		利子	④		
		配当	⑤		
		給与	⑥		
	雑		公的年金等	⑦	
			業務	⑧	
			その他	⑨	
		合計	⑩		
	総合譲渡・一時	⑪			
	合計	⑫			
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬			
	小規模企業共済等掛金控除	⑭			
	生命保険料控除	⑮			
	地震保険料控除	⑯			
	寡婦、ひとり親控除	⑰~⑱			
	勤労学生、障害者控除	⑲~⑳			
	配偶者(特別)控除	㉑~㉒			
	扶養控除	㉓			
基礎控除	㉔				
	⑬から㉔までの計	㉕			
	雑損控除	㉖			
	医療費控除	㉗			
	合計	㉘			

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

25 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差し損欠額のうち災害関連支出の金額
27 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

5P

4P

5P

7P

1 収入金額等・2 所得金額 前年中の収入・所得について該当する項目に記入してください。

収入(所得)の種類			計算方法・記入事項
事業	ア① 営業等	卸売、小売、飲食店、製造、建設、サービス業、 医師、大工、漁業などの事業から生じる所得	$\langle \text{ア} \cdot \text{イ} \cdot \text{ウ} \rangle$ ①・②・③ 【総収入金額】-【必要経費】=【所得金額】 収支内訳書(青色申告決算書)を作成し申告書に転記してください。また、各所得の内訳を【7事業・不動産所得に関する事項】欄に、専従者控除等がある場合は【11事業専従者に関する事項】欄に記入をしてください。
	イ② 農業	農産物の生産、果樹などの栽培、家畜・家さんの飼育、酪農品の生産などから生じる所得	
	ウ③ 不動産	土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生じる所得	
	エ④ 利子	国外で支払われる預金等の利子などによる所得	【(エ)収入金額】=【(4)所得金額】 国外で支払われる預金等の利子など、源泉徴収のされないものは申告が必要となります。源泉徴収されているものについては申告不要です。
	オ⑤ 配当	株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配などの所得	【(オ)収入金額】-[負債の利子]=【(5)所得金額】 配当の内訳を【8配当所得に関する事項】欄に記入してください。 ※一般株式の配当や上場株式等の大口株主分は申告が必要となります。また、上場株式等の配当等所得は原則申告不要ですが、各種控除を受けるために申告する場合は、配当割額を【14配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項】欄に記入してください。
	カ⑥ 給与	俸給、給料、賃金、賞与のほかこれらの性質を有する所得	【(カ)収入金額】-[給与所得控除]=【(6)所得金額】 給与の内訳を事業所別に【6給与所得の内訳】欄に記入してください。下記の「給与所得の計算方法」により計算してください。
⑩雑	キ⑦ 公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金などの所得	【(キ)収入金額】-[公的年金所得控除]=【(7)所得金額】 次頁の「公的年金等に係る雑所得の計算方法」により計算してください。
	ク⑧ 業務	原稿料、講演料などの副収入による所得	
	ケ⑨ その他	生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金など上記以外のものによる所得	
⑪総合譲渡・一時	コサ 総合譲渡	ゴルフ会員権や金地金、船舶、機械、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得 短期 保有期間が5年以内 長期 保有期間が5年を超える	$\text{短期} \langle \text{コ} \rangle \text{収入金額} - [\text{必要経費}] - [\text{特別控除}] = \text{【所得金額】}$ $\text{長期} \langle \text{サ} \rangle \text{収入金額} - [\text{必要経費}] - [\text{特別控除}] = [\text{差引金額}] \times 1/2 = \text{【所得金額】}$ $\text{一時} \langle \text{シ} \rangle \text{収入金額} - [\text{必要経費}] - [\text{特別控除}] = [\text{差引金額}] \times 1/2 = \text{【所得金額】}$ 特別控除…上限50万円(総合譲渡では長期・短期合わせて上限50万円です。) 内訳を【10総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項】欄に記入してください。各所得金額を合計して⑪欄に記入してください。
	シ 一時	賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金・生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などのような臨時・偶発的なもので対価性のない所得	
⑫合計		各所得金額を合計して⑫欄に記入してください。	

給与所得の計算方法 ⑥

所得金額調整控除	給与所得速算表		
1. 給与所得速算表により【給与所得控除後の給与等の金額】を計算してください。	給与等の収入金額 <カ>	給与所得控除後の給与等の金額 (A)	
(A) _____ 円	551,000円未満	0円	
2. 下記の(B)・(C)に該当するか確認をしてください。該当しない方は(A)の金額が【(6)給与所得】となりますので、⑥欄に記入してください。該当する場合は次のとおり計算してください。	551,000円以上 1,619,000円未満	<カ>の金額 - 550,000円	
(A)-(B)-(C)=【(6) _____ 円】	1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円	
(B) 【(カ)給与等の収入金額】が850万円超、かつあなたかあなたの同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である、または23歳未満の扶養親族がいる場合。 (給与等の収入金額(上限1,000万円)-850万円)×10% =【(B)控除金額】 ※あなたの控除対象扶養親族でない上記の扶養親族がいる場合は、【16所得金額調整控除に関する事項】欄に必要事項を記入してください。	1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円	
	1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円	
	1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円	
	1,628,000円以上 1,800,000円未満	<カ>の金額 ÷ 4(千円未満の端数切捨て)	× 2.4 + 100,000円
	1,800,000円以上 3,600,000円未満		× 2.8 - 80,000円
(C) (A)と【(7)公的年金等に係る雑所得の金額】の合計額が10万円を超える場合。 [(A)(上限10万円)] + [(7)(上限10万円)] - 10万円 =【(C)控除金額】	3,600,000円以上 6,600,000円未満	× 3.2 - 440,000円	
	6,600,000円以上 8,500,000円未満	<カ>の金額 × 0.9 - 1,100,000円	
	8,500,000円以上	<カ>の金額 - 1,950,000円	

公的年金等に係る雑所得の計算方法 ⑦

昭和34年1月2日以後に生まれた方（65歳未満の方）

公的年金等の収入金額 <キ>	公的年金等に係る雑所得金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
1,300,000円以下	<キ>の金額 - 600,000円	<キ>の金額 - 500,000円	<キ>の金額 - 400,000円
1,300,000円超 4,100,000円以下	<キ>の金額 × 0.75 - 275,000円	<キ>の金額 × 0.75 - 175,000円	<キ>の金額 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円超 7,700,000円以下	<キ>の金額 × 0.85 - 685,000円	<キ>の金額 × 0.85 - 585,000円	<キ>の金額 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円超 10,000,000円以下	<キ>の金額 × 0.95 - 1,455,000円	<キ>の金額 × 0.95 - 1,355,000円	<キ>の金額 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円超	<キ>の金額 - 1,955,000円	<キ>の金額 - 1,855,000円	<キ>の金額 - 1,755,000円

昭和34年1月1日以前に生まれた方（65歳以上の方）

公的年金等の収入金額 <キ>	公的年金等に係る雑所得金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
3,300,000円以下	<キ>の金額 - 1,100,000円	<キ>の金額 - 1,000,000円	<キ>の金額 - 900,000円
3,300,000円超 4,100,000円以下	<キ>の金額 × 0.75 - 275,000円	<キ>の金額 × 0.75 - 175,000円	<キ>の金額 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円超 7,700,000円以下	<キ>の金額 × 0.85 - 685,000円	<キ>の金額 × 0.85 - 585,000円	<キ>の金額 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円超 10,000,000円以下	<キ>の金額 × 0.95 - 1,455,000円	<キ>の金額 × 0.95 - 1,355,000円	<キ>の金額 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円超	<キ>の金額 - 1,955,000円	<キ>の金額 - 1,855,000円	<キ>の金額 - 1,755,000円

3 所得から差し引かれる金額に関する事項・4 所得から差し引かれる金額

控除の説明・記入事項		控除額																								
⑬ 社会 保険料 控除	前年中に支払った社会保険料(健康保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料 など)がある場合。 3-⑬に支払った社会保険料の内訳、4-⑬にその合計を記入してください。	【支払額全額】																								
⑭ 小規模企業 共済等掛金 控除	前年中に支払った小規模企業共済制度および心身障害者扶養共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金(iDeCoの掛金など)がある場合。 4-⑭に支払った小規模企業共済等掛金を記入してください。	【支払額全額】																								
⑮ 生命 保険料 控除	前年中に支払った生命保険や介護医療保険、個人年金保険契約等に係る保険料がある場合。 3-⑮に支払った保険料等の内訳、4-⑮に計算した控除額を記入してください。	【一般生命保険料分】+【介護医療保険料分】+【個人年金保険料分】 上限70,000円 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧一般生命保険・個人年金保険</th> <th colspan="2">新一般生命保険・個人年金保険、介護医療保険</th> </tr> <tr> <th>支払った保険料</th> <th>控除額</th> <th>支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払額</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払額×1/2+ 7,500円</td> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払額×1/2+ 6,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	旧一般生命保険・個人年金保険		新一般生命保険・個人年金保険、介護医療保険		支払った保険料	控除額	支払った保険料	控除額	15,000円以下	支払額	12,000円以下	支払額	15,000円超 40,000円以下	支払額×1/2+ 7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払額×1/2+ 6,000円	40,000円超 70,000円以下	支払額×1/4+17,500円	32,000円超 56,000円以下	支払額×1/4+14,000円	70,000円超	35,000円	56,000円超	28,000円
旧一般生命保険・個人年金保険		新一般生命保険・個人年金保険、介護医療保険																								
支払った保険料	控除額	支払った保険料	控除額																							
15,000円以下	支払額	12,000円以下	支払額																							
15,000円超 40,000円以下	支払額×1/2+ 7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払額×1/2+ 6,000円																							
40,000円超 70,000円以下	支払額×1/4+17,500円	32,000円超 56,000円以下	支払額×1/4+14,000円																							
70,000円超	35,000円	56,000円超	28,000円																							
⑯ 地震 保険料 控除	前年中に支払った損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料がある場合。3-⑯に支払った保険料等の内訳、4-⑯に計算した控除額を記入してください。	【地震保険分】+【長期損害保険分】 上限25,000円 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地震保険</th> <th colspan="2">長期損害保険</th> </tr> <tr> <th>支払った保険料</th> <th>控除額</th> <th>支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払額×1/2</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50,000円超</td> <td rowspan="2">25,000円</td> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	地震保険		長期損害保険		支払った保険料	控除額	支払った保険料	控除額	50,000円以下	支払額×1/2	5,000円以下	支払額	50,000円超	25,000円	5,000円超 15,000円以下	支払額×1/2+2,500円	15,000円超	10,000円						
地震保険		長期損害保険																								
支払った保険料	控除額	支払った保険料	控除額																							
50,000円以下	支払額×1/2	5,000円以下	支払額																							
50,000円超	25,000円	5,000円超 15,000円以下	支払額×1/2+2,500円																							
		15,000円超	10,000円																							
⑰ 寡婦 控除	あなたが次のいずれかに該当する方で、ひとり親に該当しない場合。 ・夫と離婚した後婚姻していない方で、扶養親族があり、前年中の合計所得金額が500万円以下の方。 ・夫と死別した後婚姻していない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方。 3-⑰の該当するものに✓を、4-⑰~⑱に控除額を記入してください。	【26万円】																								
⑱ ひとり親 控除	あなたが現に婚姻していない方で、生計を一にする子(前年中の総所得金額等が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者または扶養親族でない子)があり、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合。 3-⑱に✓を、4-⑰~⑱に控除額を記入してください。	【30万円】																								

控除の説明・記入事項		控除額																																													
⑱ 勤労学生 控除	あなたが学生であり、前年中の合計所得金額が75万円以下(その内訳が給与所得等(自己の勤労による事業所得や給与所得、退職所得、雑所得)で、給与所得等以外の所得が10万円以下)である場合。(控除対象の学校が分からない場合は、通学している学校の窓口で確認してください。) 3-⑱に✓と学校名を、4-⑱～⑳に控除額を記入してください。	【26万円】																																													
㉓ 障害者 控除	あなたやあなたの同一年計配偶者または扶養親族に障害者である場合。 特別障害者…身体障害者手帳1、2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級など 同居特別障害者…あなたやあなたの同一年計配偶者または扶養親族が同居している場合 その他の障害者…身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方 3-㉓に必要な事項を、4-⑱～㉓に控除額を記入してください。	特別【30万円】 同居【53万円】 ほか【26万円】																																													
㉒ 配偶者 控除	あなたに(老人)控除対象配偶者がいる場合。 控除対象配偶者…同一年計配偶者(あなたと生計を一にしていて、前年の合計所得金額が48万円以下、他の者の事業専従者でない者)のうち、あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者。 老人控除対象配偶者…控除対象配偶者のうち、70歳以上の者 3-㉒～㉓に必要な事項を、4-㉒～㉓に控除額を記入してください。 同一年計配偶者がいて、合計所得金額が1,000万円を超える場合は、3-㉒～㉓に必要な事項と【同一年計配偶者】欄に✓を記入してください。※控除額はありません。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>老人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あなたの合計所得金額</td> <td colspan="2">控除額</td> </tr> <tr> <td>900万円以下</td> <td>【33万円】</td> <td>【38万円】</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>【22万円】</td> <td>【26万円】</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>【11万円】</td> <td>【13万円】</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	老人	あなたの合計所得金額	控除額		900万円以下	【33万円】	【38万円】	900万円超 950万円以下	【22万円】	【26万円】	950万円超 1,000万円以下	【11万円】	【13万円】																														
区分	一般	老人																																													
あなたの合計所得金額	控除額																																														
900万円以下	【33万円】	【38万円】																																													
900万円超 950万円以下	【22万円】	【26万円】																																													
950万円超 1,000万円以下	【11万円】	【13万円】																																													
㉑ 配偶者 特別 控除	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が48万円超133万円以下で、他の者の事業専従者でない者)がいる場合。 3-㉑～㉒に必要な事項を、4-㉑～㉒に控除額を記入してください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>48万円超 100万円以下</th> <th>100万円超 105万円以下</th> <th>105万円超 110万円以下</th> <th>110万円超 115万円以下</th> <th>115万円超 120万円以下</th> <th>120万円超 125万円以下</th> <th>125万円超 130万円以下</th> <th>130万円超 133万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あなたの合計所得金額</td> <td colspan="8">控除額</td> </tr> <tr> <td>900万円以下</td> <td>【33万円】</td> <td>【31万円】</td> <td>【26万円】</td> <td>【21万円】</td> <td>【16万円】</td> <td>【11万円】</td> <td>【6万円】</td> <td>【3万円】</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>【22万円】</td> <td>【21万円】</td> <td>【18万円】</td> <td>【14万円】</td> <td>【11万円】</td> <td>【8万円】</td> <td>【4万円】</td> <td>【2万円】</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>【11万円】</td> <td>【11万円】</td> <td>【9万円】</td> <td>【7万円】</td> <td>【6万円】</td> <td>【4万円】</td> <td>【2万円】</td> <td>【1万円】</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	あなたの合計所得金額	控除額								900万円以下	【33万円】	【31万円】	【26万円】	【21万円】	【16万円】	【11万円】	【6万円】	【3万円】	900万円超 950万円以下	【22万円】	【21万円】	【18万円】	【14万円】	【11万円】	【8万円】	【4万円】	【2万円】	950万円超 1,000万円以下	【11万円】	【11万円】	【9万円】	【7万円】	【6万円】	【4万円】	【2万円】	【1万円】
配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下																																							
あなたの合計所得金額	控除額																																														
900万円以下	【33万円】	【31万円】	【26万円】	【21万円】	【16万円】	【11万円】	【6万円】	【3万円】																																							
900万円超 950万円以下	【22万円】	【21万円】	【18万円】	【14万円】	【11万円】	【8万円】	【4万円】	【2万円】																																							
950万円超 1,000万円以下	【11万円】	【11万円】	【9万円】	【7万円】	【6万円】	【4万円】	【2万円】	【1万円】																																							
㉔ 扶 養 控 除	あなたに控除対象扶養親族がいる場合。 控除対象扶養親族…16歳以上の扶養親族(あなたの配偶者以外の親族で生計を一にしており、前年の合計所得金額が48万円以下、他の者の事業専従者でない者) 3-㉔に必要な事項を、4-㉔に控除額を記入してください。また、16歳未満の扶養親族については、【16歳未満の扶養親族】欄に必要な事項を記入してください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>16歳以上で下記以外の方</td> <td>【33万円】</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>19歳～22歳の方</td> <td>【45万円】</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>70歳以上の方</td> <td>【38万円】</td> </tr> <tr> <td>同居老人</td> <td>老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の父母等で、同居している方</td> <td>【45万円】</td> </tr> </tbody> </table>	区分		控除額	一般	16歳以上で下記以外の方	【33万円】	特定	19歳～22歳の方	【45万円】	老人	70歳以上の方	【38万円】	同居老人	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の父母等で、同居している方	【45万円】																														
区分		控除額																																													
一般	16歳以上で下記以外の方	【33万円】																																													
特定	19歳～22歳の方	【45万円】																																													
老人	70歳以上の方	【38万円】																																													
同居老人	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の父母等で、同居している方	【45万円】																																													
㉕ 基 礎 控 除	あなたの前年の合計所得金額が2,500万円以下の場合。 合計所得金額が2,500万円を超える場合は基礎控除の適用はありません。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>【43万円】</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>【29万円】</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>【15万円】</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除額	2,400万円以下	【43万円】	2,400万円超2,450万円以下	【29万円】	2,450万円超2,500万円以下	【15万円】																																					
合計所得金額	控除額																																														
2,400万円以下	【43万円】																																														
2,400万円超2,450万円以下	【29万円】																																														
2,450万円超2,500万円以下	【15万円】																																														
⑬から⑳ までの計	⑬から⑳までの控除額を合計して、㉕欄に記入してください。																																														
㉖ 雑 損 控 除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族の有する生活資産等が、災害、盗難、横領によって損害を受けた場合。 3-㉖に必要な事項を、4-㉖に計算した控除額を記入してください。	[損害金額]-[保険金等で補填される金額]=㉖ 次のうちいずれか多い方の金額 ・【㉖-(総所得金額等×10%)】 ・【㉖のうち災害関連支出の金額-5万円】																																													
㉗ 医 療 費 控 除	次のいずれかを選択します。 ㉗あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族の医療費を支払った場合。 ㉘(セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)) あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査等を行い、あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族のスイッチOTC医薬品購入費を支払った場合。 3-㉗に必要な事項を、4-㉗に計算した控除額を、セルフメディケーション税制を選択した場合は区分欄に「1」と記入してください。	㉗【支払った医療費】-[保険金等で補填される金額]-[総所得金額等×5%(上限10万円)] =【控除額(上限200万円)】 ㉘(セルフメディケーション税制) 【支払ったスイッチOTC医薬品購入費】-[保険金等で補填される金額]-1万2千円 =【控除額(上限8万8千円)】																																													
㉘ 合 計	【㉕+㉖+㉗】所得控除額の合計となります。																																														

その他申告書に記入すべき事項

5給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・県民税の納税方法	給与・公的年金等に係る所得以外の所得がある場合、その所得についての税額をご自身で納付することを希望する場合は、[自分で納付(普通徴収)]欄に✓を記入してください。 ※税額の計算結果によっては納付方法が特別徴収と普通徴収に分かれない場合があります。
12別居の扶養親族等に関する事項	3-②～③の[配偶者(特別)控除、扶養控除欄]で記入した扶養親族等について、別居の方がいる場合は必要事項を記入してください。
15寄付金に関する事項	前年中に次に該当する団体等に寄付をした場合は、その内訳を記入してください。 ・都道府県、市区町村 ・住所地の共同募金会、日本赤十字社支部 ・都道府県、市区町村の条例で定めた団体等

申告に必要な書類

必要書類	内容(提出書類など)
申告書	令和6年度町民税・県民税申告書 ※町民税務課(本庁舎1F 5番窓口)備え付けのものをご利用いただくか、町ホームページより様式をダウンロードしたものをご利用ください。
本人確認書類	番号確認書類…マイナンバーカード、通知カードや個人番号が記載された住民票の写し(提示または写しを添付) 身元確認書類…マイナンバーカードや運転免許証等の顔写真付きの身分証明書(提示または写しを添付)
収入に関する書類	事業・不動産…収支内訳書(青色申告決算書)(添付) 給与・年金…源泉徴収票(提示または写しを添付)、給与明細書など(写しを添付) その他…収入金額、必要経費がわかる書類など(提示または写しを添付)
控除等に関する書類	社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除…領収書、控除証明書など(提示または写しを添付) 生命保険料控除・地震保険控除…控除証明書(提示または写しを添付) 勤労学生控除…通学している学校の学生証、在学証明書など(提示または写しを添付) 障害者控除…各種手帳、障害者控除対象者認定書(提示または写しを添付) 雑損控除…盗難届、罹災証明書、損害の金額がわかる書類、補填された保険金がかかる書類など(提示または写しを添付) 医療費控除…医療費控除の明細書(セルフメディケーション税制の明細書)(添付)、おむつ使用証明書(提示または写しを添付) ※医療費の通知書、領収書は添付の必要はありません。 寄付金税額控除…寄付金受領証等、特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書など(提示または写しを添付) 国外扶養親族等に係る添付書類…親族関係書類(提示または写しを添付)及び送金関係書類(提示または写しを添付)

申告に関する留意事項

○代理の方が申告する場合は、申告書上部の余白に代理人氏名を記入し、上記書類にあわせて次の書類を提出してください。

代理人と申告者が同一世帯の方…代理人の身元確認書類
代理人と申告者が同一世帯でない方…委任状、代理人の身元確認書類

※成年後見人等が申告する場合は、委任状でなく登記事項証明書等の成年後見人等であることがわかる書類が必要です。

○分離課税について

次の所得に関する申告がある場合は、町民税・県民税申告書(分離課税等用)をご使用ください。

- ・土地、建物等や株式等の譲渡所得
- ・上場株式等の配当等所得
- ・先物取引に係る雑所得等
- ・山林所得
- ・分離課税の対象とならない退職所得

○令和6年度の町民税・県民税の納税通知書が送達された後に次の内容については、申告しても適用されませんのでご注意ください。

※所得税において申告されても、町民税・県民税には反映されません。

- ・上場株式等の配当等所得および譲渡所得等の申告
- ・上場株式等の譲渡損失の損益通算および繰越控除
- ・先物取引の差金等決算の損失の繰越控除
- ・居住用財産の買換え等の場合や特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除
- ・居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

○申告期限を過ぎて申告された場合は、町民税・県民税の税額決定通知書の送付や、所得(課税)証明書に申告内容の反映が遅れることがあります。また、町民税・県民税の申告内容は国民健康保険等の税額(料金)算定や軽減判定、町の各種制度(福祉・町営住宅・教育関係)の資格判定や所得(課税)証明書の発行などに利用されますので、適正な申告をお願いいたします。

申告相談会について

令和6年度町民税・県民税にかかる申告相談会について、受付(相談)時間および地区指定日は次のとおりです。

		本庁舎2階 大会議室	本郷庁舎2階 大会議室(旧ふれあいセンター)	新鶴庁舎2階 大会議室	
		《午前の部》 受付時間 8:30~11:30 相談時間 8:40~12:30			
		《午後の部》 受付時間 13:00~16:00 相談時間 13:30~17:00			
月	日 曜日	午前に来られる方と午後に来られる方の割合は6:4。午後の方が比較的空いています！			
16	金	高田1区・2区・3区・4区・5区-1・5区-2・5区-3・6区	本郷1区・2区・3区・4区・5区	新屋敷	
17	土	休 み			
18	日	休 み			
19	月	高田7区-1・7区-2・7区-3・8区-1・8区-2・9区・10区	本郷6区・7区・8区・9区・10区	新屋敷・新屋敷新田	
20	火	高田11区・12区-1・12区-2・13区-1	本郷11区・12区・13区・14-1区	和泉新田・沢田	
21	水	高田13区-2・13区-3・14区・15区	本郷14-2区・15区・16-1区・16-2区	蕎麦ノ目・梁田	
22	木	永井野1区・2区・3区・4区・5区・6区・7区	本郷17区・18-1区・18-2区	立行事・駅前	
23	金	祝日・天皇誕生日			
24	土	休 み			
25	日	休 み			
26	月	上戸原・杉屋・萩窪・松沢・松岸・中道・向川原	本郷18-3区・19-1区	上小沢・下小沢	
27	火	上杉・下杉・岩淵・箕作・北村・館	本郷19-2区・20区・21区	吹上台・沖中田・阿久津	
28	水	池ノ端・袖山・無量・長岡・寺入	本郷22-1区・22-2区	境野(北部・新田)	
29	木	小川窪・下小川・市野・西勝・竹原	本郷23区・24区・25区	境野(南部・二軒)	
3	1	金	藤田・沖ノ館・上中川・富岡	本郷26区・27区・28区	米沢
	2	土	休 み		
	3	日	休 み		
	4	月	領家・田中・橋爪	本郷29区・30区・31区	根岸
	5	火	新堀・赤留・下中川・入豆田	柳西・福光・蝶良岡	桧ノ目・桧ノ目新田・大石ノ目
	6	水	中の山・寺崎・八木沢・雀林	八重松・福永	長尾・出戸田沢
	7	木	尾岐窪・小山・吉田・西本・大室・宮川・西尾	関山・相川・大石	入田沢・大久保・沼山・上平・仏沢
	8	金	東尾岐1区・2区・3区・4区・5区	大門・堀滝・入宗・馬越	佐賀瀬川
	9	土	休 み		
	10	日	休 み		
	11	月	地区指定なし		
	12	火			
	13	水			
	14	木			
	15	金			

* ご注意ください *

申告相談者の減少に伴い、3地域とも、地区指定については、3月8日(金)までとなります。(指定日以外での受付も可能です) 3月11日(月)から15日(金)の5日間については、本庁舎大会議室のみでの開催(地区指定なし)となりますのでご注意ください。